2018年ITU全権委員会議（PP-18）の結果報告

総務省　国際戦略局 国際政策課

1. はじめに

2018年10月29日から11月16日にかけて、アラブ首長国連邦（ドバイ）において、国際電気通信連合（ITU）全権委員会議（以下「会議」という。）が開催された。

会議には、ITU構成国193か国のうち180か国の代表団、セクターメンバー及び国際機関からのオブザーバを含め、2,300名以上が出席した。我が国からは、佐藤総務副大臣を代表団長とし、政府・民間企業の専門家等*1、計37名が出席した。

会議では、2020年から4年間の活動方針（戦略計画）及び予算の大枠（財政計画）等に関する審議のほか、11の新決議等を含む文書を採択した。また、ITU事務総局長など幹部職員の選挙等が行われ、2019年からの4年間の新執行部が選出された。

■写真1. 全権委員会議会場

■写真2. 日本代表団

2. 選挙結果

我が国が無線通信規則委員会（RRB）委員候補として擁立した橋本明氏（NTTドコモ標準化カウンセラー）は、全候補者中の最大得票数で選出された。また我が国も1959年以降12回連続で理事国に選出された。

事務総局長、事務総局次長、各局局長は**表1**のとおり選出された。女性が局長として選出されたのはITUでは初めてである。

■表1. 選出された事務総局長等

事務総局長	Mr. Houlin Zhao（中国）
事務総局次長	Mr. Malcom Johnson（英国）
無線通信局長	Mr. Mario Maniewicz（ウルグアイ）
電気通信標準化局長	Dr. Chaesub Lee（韓国）
電気通信開発局長	Ms. Doreen Bogdan-Martin（米国）

3. 会議構成

全体会合議長にMr. Majed ALMESMAR（アラブ首長国連邦）が、副議長に各地域からサウジアラビア、ルーマニア、ロシア、イラン、米国、ケニアが選出された。その他、地域及びジェンダーバランスに配慮しつつ、全体会合の下に設置された各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長が**表2**のとおり選出された。なお、各会合の議長のうち、半数以上（7名のうち4名）を女性が占めたのは、初めてである。

■表2. 各委員会及び全体会合作業部会の議長、副議長

委員会	議長	副議長
第二委員会（信任状）	Ms. Sameera BELAL MOMEN（クウェート）	ヨルダン、アンゴラ、チェコ、ウズベキスタン、エルサルバドル
第三委員会（予算統制）	Ms. Seynabou SECK CISSE（セネガル）	アラブ首長国連邦、カナダ、モザンビーク、スペイン、アゼルバイジャン、中国
第四委員会（編集）	Mrs. Rim BELHAJ（チュニジア）	エジプト、中国、メキシコ、ロシア、英国
第五委員会（政策及び法的問題）	Mr. Stephen BEREAUX（バハマ）	イラク、ポーランド、コートジボワール、日本、アルメニア、パラグアイ
第六委員会（ITUの組織運営）	Mr. Dietmar PLESSE（ドイツ）	オマーン、ブラジル、スーダン、カザフスタン、韓国、スイス
全体会合作業部会（公共政策に関する問題）	Ms. Nur Sulyna ABDULLAH（マレーシア）	ブラジル、イタリア、ロシア、ガーナ、オーストラリア、バーレーン

*1　セクターメンバーからは、KDDI、NICT、NEC、NTT、NTTドコモ、日本ITU協会（アルファベット順）が出席

4. 個別主要議題の審議結果

(1) ITU憲章及び条約（改正なし）

真に必要がない限りは憲章・条約を改正しないという提案がアジア太平洋及びアフリカ地域から提出され、他地域・国からも改正提案はなく、今次会議では改正なしで合意した。

(2) 2020～2023年のITUの戦略･財政計画（決議71、決定5）

戦略計画（決議71）は2020年から4年間のITUの活動方針を定めたもので、SDGs達成への貢献に向けてITUが取り組むべき内容を整理記述している。予算配分や各セクターの活動は同戦略に基づき行われる。

理事会作業部会にて作成した戦略計画案に基づいて議論が行われた。ビジョンは前会期から変更せず「世界的に接続され、電気通信/ICTにより全ての人に持続的な成長と発展をもたらす情報社会の実現」のまま、戦略目標は「Goal 1-Growth：デジタル経済/社会を支えるICTの利用拡大」「Goal 2-Inclusiveness：デジタルディバイドの解消」「Goal 3-Sustainability：電気通信/ICTの急速な成長に伴う新たなリスク、課題、機会の管理」「Goal 4-Innovation：電気通信/ICTイノベーション」「Goal 5-Partnership：ITUメンバーと全てのステークホルダーとの協力強化」の5つとすることで合意した。

ITU戦略計画中、電気通信標準化部門の目的へ“non-discriminatory”な国際標準化と記載することについては意見が分かれた。アラブ・アフリカ地域は障害者や地域的に不利な人も使えるようにという意味を含むことから同文言を残したいと主張したのに対し、欧米側は“discriminatory”という言葉自体に差別的な意味合いが含まれているため削除すべきと主張。結論として前会期の記載である“non-discriminatory”をそのまま残すこととした。また、同決議Annex 2 ITUを取り巻く状況の分析において、ITUが直面している脅威の1つとしてオンラインプライバシーを記載するようアラブ・アフリカ地域が主張したが、欧米側はプライバシーの概念は広く、オンラインプライバシーの議論を進めるに当たっては通信以外の部分も考慮する必要がありITUの文書に入れることはそぐわないと主張、結果、同文言は記載しないこととした。

財政計画（決定5）では、構成国が負担する分担金1単位あたりの金額の上限を、前会期と同じく318,000スイスフランに設定することを決定した。事務局からの財政計画案では、イベント開催等による収益の増大が掲げられていたが、各国からITUは商業機関ではないとの意見が出たため、収益の増大を反映させない方向で収支見込を作成することとした。結果、前会期と同等の予算規模となる660.3百万スイスフランで収支を均衡させる財政計画を承認した。

(3) 地域プレゼンスの強化（決議25）

アラブ・米州・アジア・アフリカ地域からの修正提案が検討された。いずれも外部監査の指摘等を踏まえ、現在の電気通信開発局（BDT）に閉じた活動だけでなくOne ITUとして現在のDセクターに閉じている地域事務所等の活動をR、Tにも拡げるものであり大きな方向性は同じであった。アラブ首長国連邦やヨルダンが各セクターの地域的な活動を事務総局へ報告することを求めたのに対し、オーストラリア、ルーマニア、米国はあくまでBDTの組織として行うべきであると主張した。ロシアの指摘でITU憲章第118項の見解について、事務局より「BDTの活動はUnionの目的を達成するため」であり、現在でもR、Tの活動も含まれる、との見解が示され、レポートラインは従来のとおりとした。その他、アジア地域が主張していた地域の関連機関とのコラボレーションや本部との重複の排除といった効率性の確保を取り入れ、修正決議を作成した。

(4) インターネット関連（決議101、102、133、180）

インターネットに関連する決議改正の議論では、ほぼ全ての論点において、既存の枠組みを維持し、マルチステークホルダーを尊重する日米欧と、ITUまたは政府の役割を強化しようとするアラブ・アフリカ地域を中心とした国々との間で意見が対立した。

インターネット資源管理におけるITUの役割に関する決議102の改正議論では、ccTLD（国別コードトップレベルドメイン）の決定に関するITUの影響力の行使について、ccTLDだけでなくgTLD（分野別トップレベルドメイン、例えば「.com」等）についても構成国の主権をITUが確保すべきと主張するサウジアラビア・南アフリカと、gTLDに係る問題は所管するICANN（特に政府諮問機関であるGAC）で議論すべきでありITUのマンデート外であると主張する英国・米国等が対立。結果、TLDに関する文言は変更せず、既存決議の記述を維持した。

また、インターネット関連決議（決議101、102、133、180）に、IPベースネットワークの発展に関与する関連組織の具体的名称として、既存のICANN等に加えてDONA財団[*2]を追

*2 DONA（Digital Object Numbering Authority）財団：DOA（Digital Object Architecture）の公共的利益のための技術的調整、ソフトウェア開発及びGlobal Handle Registry（GHR）の管理運営等のサービス提供を目的として設立された非営利団体（本部：ジュネーブ）。2014年にITUとの間でMOUを締結。

記する提案、また決議101にはITU-T勧告X.1255*3を序文に追加することがアラブ地域から提案された。DONA財団及び特定の勧告の参照は技術中立性の観点から反対との立場の米国、カナダ、英国、ウルグアイ、日本等と、DONA財団及び上記勧告の重要性を訴えるアラブ・アフリカ諸国との間で意見が対立、議論が紛糾し全体会合まで結論が持ち越された結果、合意できなかった点は変更せず、既存決議の記述を維持することとした。

また、同決議中のCWG-Internet（国際的なインターネット関連公共政策課題に関する理事会作業部会）の委任事項に関して、「全てのステークホルダーが参加可能」とする提案が欧州地域から、「既存の構成国に加え、セクターメンバーも参加可能」とする提案が米州地域から、「参加者は構成国のみのままとし、インターネット関連公共政策課題に関する提案等を作成」する提案がアラブ・ロシア・アフリカ地域からなされた。本件も意見の対立は解消されず、既存決議の記述を維持することとした。

（5）ICT利用の信頼性及びセキュリティ醸成におけるITUの役割強化（決議130）

サイバーセキュリティの確保に関する国際協定の制定等、既存の枠組みを超えて国際ルール作りを積極的に推進しようとするアラブ・アフリカ地域と、ITUは技術開発や意識啓発、能力構築などにフォーカスすべきとする日米欧が対立する構図となった。長時間にわたる議論の結果、国際協定制定を求める提案は取り下げられ、その他の提案についてもITUの所掌は拡大せずという、我が国が受け入れられる内容で決着し、修正文書に合意した。

また、インドからデータ保護に関する新決議案が提案されたが、「データ」の定義が不明瞭なことや、各国の法制度との相違について日米欧が懸念を示した結果、提案は取り下げられ、決議130にベストプラクティスの共有や意識向上等を促す記載を追記することとした。

（6）国際電気通信規則（ITR）の定期的レビュー及び改正（決議146）

アラブ・ロシア地域から、セキュリティ脅威等に対応するため、ITRを改正すべく2020年に世界国際電気通信会議（WCIT）を開催すべきとの提案がなされた。アフリカ地域及び中国は「改正を見据えてのITRレビュー専門家会合（EG-ITR）の継続」、米州地域は「理事会でのITRレビュー活動の実施（EG-ITRは終了）」、欧州地域は「ITRレビュー活動自体の停止」を求めた。ITR改正には欧州・米州地域、オーストラリア、日本から強い反対が表明されたため、ITRレビューの実施に争点を絞って議論が進められた。議論では、EG-ITRの委任事項の作成是非及びレビュー結果としてITR改正提案の作成是非で意見が対立した。結果、①ITR改正及びWCIT開催は決定せず、②EG-ITRの委任事項は現在と同じく理事会で作成する、③改正提案に関するテキストは反映せず、で合意し、単純なレビュー継続にのみ言及する内容で決議146を修正した。

（7）IoTとスマートシティの促進（決議197）

アフリカ・アラブ・欧州・ロシア・米州・アジア地域及びインドより、決議197「グローバル・コネクテッド・ワールドのためのIoTの促進」の修正が提案された。アフリカ・アラブ地域からの提案には、タイトルの変更も含まれていた。

アフリカ・アラブ地域が政府の役割を強調するよう文言の修正を求めたが、日本、米国、英国等がそれに反対した。議論の結果、基本的に構成国の政策にまで踏み込んだ文言は追加しない形で妥協が図られ、双方が納得する形で合意した。なお、タイトルは、“Facilitating the Internet of Things and smart sustainable cities and communities”に修正された。

（8）ICTアプリケーション発展・利用の環境整備（決議201）

ICT開発指標にアフォーダビリティ（手頃な料金での利用可能性）の要素を盛り込むべきとする米州地域提案に対し、日本が、ICT料金の統計調査に関しては既に「ICTプライス・バスケット」がその役割を果たしており、同調査との重複を回避する必要があるとして反対を表明。同地域と日本との協議の結果、日本の主張どおり、アフォーダビリティの調査は引き続きICTプライス・バスケットが一括して担うことで決着した。（なお、ICT開発指標にアフォーダビリティの要素が盛り込まれた場合、同指標に関する日本のランキングは大きく下がることが予想される。）

（9）ブロードバンドネットワークへの接続性（決議203）

会議の2週目に、アフリカ及び太平洋島しょ国に属する10か国から、「SDGs達成のための成功の鍵としての衛星」と題する新決議案が提出された。内容はSDGsの達成にはブロードバンドが不可欠な役割を果たすことを考慮し、構成国に①宇宙を基盤としたブロードバンドシステムへの周波数確保の重要性を考慮すること、②宇宙を基盤とした通信技術により、遠隔地、サービスが不足・未提供の地域などへ普遍的・

*3　X.1255：ID管理情報を検索する一般的な枠組みを記述するITU-T勧告。

先進的なブロードバンドサービスを提供するために無線通信規則に従って必要な周波数へのアクセスを可能とする周波数管理フレームワークを開発することを求めるものであった。これに対して米国やカナダ等より、衛星系のブロードバンドにのみ言及されているため、地上系とバランスをとるべきといった意見や、既存決議との内容の重複に関する懸念が示された。議論の結果、衛星系及び地上系双方に言及する形で修文が行われた上でブロードバンドの接続性に関する既存決議203の修正として採択した。

（10）メンバーシップ関連

（ア）ITU活動への中小企業（SMEs）の参加促進（新決議）

中小企業（SMEs）のITU活動への参加については、アラブ・米州地域からアカデミアのメンバーシップ条件とほぼ同等とする提案が出された。日本は、提案されたSMEsの権利がアソシエイトの権利を上回ること、アカデミアと異なりSMEsはセクターメンバーやアソシエイトと会社規模が異なるのみであることを指摘し、アソシエイトの特例措置とすべきことを主張し認められた。ITUの財政面への影響を見極めるため、次回2022年全権委員会議まで、以下の条件でSMEsがアソシエイトとして参加可能とする試行プロジェクトを継続することとした。

①SMEsの分担金：理事会による継続的なレビューを条件に、セクターメンバーの1/16単位（開発途上国は1/32単位）とする

②SMEsの参加申請は、各構成国の中小企業の定義に合致するとともに、従業員数が250人未満、かつ、理事会で定める事業収入以下でなければならない。

③子会社または関連会社のSMEsとしての参加は認めない。

（イ）アカデミアの参加形態（決議169）

アカデミアについては、アドバイザリーグループを含む3つのセクターの全ての活動に参加可能であること、ラポータや副ラポータへの就任が可能であることが明確化された。

（11）宇宙資産登録システムの監督機関就任の辞退（新決議）

私法統一国際協会（UNIDROIT）は、2012年に可動物体の国際的な権益を規定する条約（ケープタウン条約、2001年）の宇宙資産議定書を採択し、宇宙資産の担保制度を創設し、ITUに対して民間が創設する宇宙資産の登録機関について、その公益性を確保するための監督機関になることを打診した。ITUは2014年全権委員会議において、これを受諾するか否かについて決定することとされていたものの、事務総局に対し2018年全権委員会議までの間に構成国から提起される質問に回答することを求める提案が本会合議事録に記載・承認されるにとどまり、本件に関する議論は以降の理事会等において継続された。

会議では、ドイツより受諾すべき、米州地域より拒否すべき、アラブ地域より決定を延期すべき旨の新決議案が提案された。この結果、宇宙資産議定書の発効には10か国以上の批准等が必要であるところ、現時点では4か国のみが署名するにとどまっており、同議定書は発効していないこと等を認め、監督機関への就任要請を受諾しないこと、改めて要請があった場合は、将来の全権委員会議において改めて検討を行うこと、ITUはUNIDOROITが開催する登録機関設立のための準備委員会へ引き続き参加し、理事会に報告することを定めた新決議を作成した。

（12）OTTs（新決議）

OTTに関する新決議案がアラブ・ロシア・アフリカ・欧州地域及び米国、ブラジルから提案された。アラブ・ロシア地域からは規制または国際公共政策の策定を念頭に置いてのOTT研究が提案されたが、米国、カナダ、英国、日本等が“regulation/regulatory”、“international policy”のワード追加に反対し、ITUにおけるOTTの研究スコープに関して意見が対立、週末も含め深夜まで議論された。結果、引用する既存決議等に含まれるテキスト以外には“regulation/regulatory”のワードを使用せず、ITUの関連Study Groupsにて、政策的側面を考慮した上でOTTに関する研究の促進を継続するという既存のマンデートの範囲内となるスコープで合意した。また、CWG-Internetにおいて政策策定につながる活動を行う提案がアラブ･ロシア地域からなされたが、米国、カナダ、英国、日本等が同CWGはOTTを扱う役割を持たない、既存のStudy Groupsと作業が重複するとして反対した結果、CWG-Internetで実施したOTTに関するオープンコンサルテーションの結果に関する事実のみの記載にとどまった。

（13）ITU本部ビル建て替えに関する議論（新決議）

アラブ・アフリカ地域から決議194「ITU本部建物の長期的オプション」の削除提案があったものの、全権委員会議直前の臨時理事会の流れを受けて、米国の修正決議案を基に議論が行われた。プロジェクト総費用が増額となることは構成国の負担となることに各国にも理解が得られ、大きな反対意見はなかったが、今後の追加費用の可能性も含め新たな理事会決定（または決定588の改正）の含みを持たせることとして、決議194を削除し、「2016年理事会決議588を守り、新たな借り入れを行うことなくスポンサーやファンドを活用してプロジェクトを実施し、MSAG（Member States Advisory Group on Premises）が引き続きレビューを続ける等」の決

議を新たに作成することで合意した。

（14）金融包摂ギャップ解消に向けたICTの活用（新決議）

アフリカ・アラブ地域より、金融包摂ギャップに関する新決議案が提案された。決議作成について反対はなく、日本を含む各国から文言の修正案等が提案され決議案が取りまとめられた。

全体会合作業部会において、マリ、ヨルダン、サウジアラビアより、本研究について「複数機関で重複がないことをどう確保するのか」との懸念が示されITU-T、D局長や関連するStudy Groupが行うべき事項がより具体化された書き振りへの修正で合意し、再び全体会合作業部会での審議を経て、新決議を作成した。

（15）人身売買対策としてのICTの利用に関するITUの役割（新勧告）

アフリカ地域より、人身売買対策としてICTを活用する新決議案が提案された。人身売買に関しては、国連薬物・犯罪事務局（UNODC）が所掌であるため、米国、英国、メキシコ、日本等が、トピックの重要性は認めつつもITUで本件に関する取組みを行うことや、ITUが関連する専門知識を有していないこと等につき、懸念を表明した結果、事務局提案により、決議ではなく勧告を作成することとした。結果として、ITUの活動はマンデート内とされ、ITU及び構成国等への財政的・人的リソースの負担増等の懸念もなく、関連機関との連携を強調した問題ない内容で新勧告が作成された。

（16）AIに関する新決議案（決議作成せず）

AIに関する新決議案がアラブ地域から提案され、その対抗案が欧州地域、米国から出された。ITUでのAIに関する活動、特に政策や規制の作成はスコープ外と明記すべきとする英国、米国、カナダ、日本等と、活動を制限すべきではないとするアラブ・アフリカ・ロシア地域との間で意見が対立し議論が紛糾。最終日前日の全体会合にて朝5時まで議論するも対立は解消せず、結果、新決議は作成しないことで合意した。ただ、議論において、AIに関する研究は始まったばかりであるため、今次会議での決議作成は時期尚早だが、2020年の世界電気通信標準化総会（WTSA）で技術的な観点からの議論を求めるという発言が複数出たため、WTSA-20での決議作成に向けて動きが出てくると想定される。

（17）ビッグデータに関する研究（決議作成せず）

ロシアより、ビッグデータに関する研究を促進するための新決議案が提案された。日本は、構成国の主権に関わる事項や法的な側面に関する記述への懸念等を示した。英国と米国は、ビッグデータの用語とスコープに明確性がないこと、内容のいくつかはITUのマンデートを超えていること、そもそも決議の必要性がないこと等を累次にわたり強調した。結果、新決議は作成しないこととした。

（18）決議の合理化（第5委員会議長レポート）

アフリカ・米州・ロシア地域から全権委員会議及び3セクター間の決議の重複を排除するよう提案があった。特に3セクターの決議において、全権委員会議決議と同じ序文を繰り返している点が効率性の観点から問題視された。会議は事務局に対し、各セクターアドバイザリーグループ、セクター間調整チーム、理事会における検討のため、決議の分析を指示した。

5. おわりに

今会議は当初から予想されていたとおり、週末及び深夜・早朝まで激しい議論が行われた。一方で、各地域準備会合へそれぞれの地域代表を相互に派遣した上で、地域間調整会合を3回開催するなど、意見の調整が行われていたこともあり、本番での議論は、真に地域間、構成国間で立場が異なる課題に絞ることができた。加えて、Almesmar議長の采配により、全体会合においても多くの妥協点が見いだされ、実りの多い会議となった。

選挙においては、これまでアフリカ出身者が務めることが多かったITU-D局長に米国出身者が選ばれたこと、結果としてアフリカ地域出身の幹部職員が不在となったことから、来年以降、ITU内における構成国・地域間のバランスの再調整が行われると思われる。総務省として、引き続きITUにおける我が国のプレゼンスの向上に尽力していきたい。

最後に、長期間にわたり現地にご出張いただいた皆様、選挙活動にご協力いただいた皆様、レセプションにノベルティを提供していただいたセクターメンバーの皆様にこの場をお借りしてお礼申し上げます。ありがとうございました。

■写真3. Burj Khalifa（PP-18のロゴ入り）